

条件付一般競争入札（最低価格落札方式）に係る手続開始の公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 9 月 6 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和 5 年度町民アンケート調査業務

(2) 業務内容

調達仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 25 日（月）までとする。

(4) 履行場所

粕屋町総務部経営政策課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、指定の入札書を用い、封筒には入札書及びその他必要書類を封緘・封印し、入札書提出期限までに指定の場所に郵送又は持参すること。電子メール、FAX 等によるものは受付けない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 粕屋町の有資格業者名簿において、業種が「物品・役務提供等」に登録があり、かつ、福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(3) 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)及び粕屋町暴力団排除条例(平成 22 年粕屋町条例第 11 号)の規定による指名停止措置の期間中(この告示日から本業務入札の日までとする。)でない者であること。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格業者として認定され、第 2 号

に掲げる名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。

- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 総務部経営政策課 伊藤
TEL092-938-0175 (ダイヤルイン)
- (2) 入札参加申込期間及び場所
申込期間：公告開始日から令和5年9月22日(金)17時00分まで(必着)
申込場所：粕屋町役場 2階 総務部経営政策課
別紙様式第1号「参加申込書」及び様式第3号「誓約書」を郵送又は持参すること。
ただし、誓約書の準備に時間を要す場合は事前に連絡のうえ、後日の提出も可とする。
- (3) 入札書提出期限及び場所
提出期限：令和5年9月29日(金)12時00分まで(必着)
提出場所：粕屋町役場 2階 総務部経営政策課
- (4) 開札日時及び場所
開札日時：令和5年9月29日(金)13時00分
開札場所：粕屋町役場 2階 総務部経営政策課

4 その他

- (1) 入札保証金
粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号)第101条第1項第2号に該当する者は免除とする。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札会の開催
入札会は開催しないものとし、郵送又は持参による入札受付を行う。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) その他
詳細は入札説明書、調達仕様書による。